	共同研究収益	△ 2,555,379		
	受託事業等収益	△ 535,961		
	寄附金収益	△ 2,828,718		
	その他	△ 3,273		
	資産見返運営費交付金等戻入	△ 1,122,556		
	資産見返補助金等戻入	△ 6,634		
	資産見返寄附金戻入	△ 1,784,437		
	建設仮勘定見返運営費交付金等戻入	△ 162		
	工業所有権仮勘定見返運営費交付金等戻入	△ 5,740		
	工業所有権仮勘定見返寄附金戻入	△ 524		
	財務収益	△ 22,203		
	雑益	△ 1,538,118		
	臨時利益	△ 133,972	△ 74,469,048	
	業務費用合計			49,576,210
Ⅱ	損益外減価償却相当額			6,701,478
Ⅲ	損益外減損損失等相当額			
	損益外減損損失相当額	56,589		56,589
Ⅳ	損益外有価証券損益相当額（確定）			—
Ⅴ	損益外有価証券損益相当額（その他）			—
Ⅵ	損益外利息費用相当額			2,095
Ⅶ	損益外除売却差額相当額			60,805
Ⅷ	引当外賞与増加見積額			△ 38,526
Ⅸ	引当外退職給付増加見積額			1,350,991
Ⅹ	機会費用			
	国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	192,896		
	政府出資の機会費用	166,058		358,955
Ⅺ	（控除）国庫納付額			—
Ⅻ	国立大学法人等業務実施コスト			58,068,599

注　　記

Ⅰ．重要な会計方針

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成28年２月１日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会　平成28年４月21日最終改訂））を適用して、財務諸表を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。なお、「基幹運営費交付金」、「特殊要因運営費交付金」及び「平成28年度補正予算（第二号）の成立により交付された運営費交付金」については、文部科学省の指定に従い、事項毎に期間進行基準、業務達成基準又は費用進行基準を採用しております。また、国立大学法人九州大学業務達成基準取扱要項に基づき、総長が指定した事業については、業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としております。主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年	構築物	２～60年
機械装置	４～17年	工具器具備品	２～20年
医療用機器	２～10年	船舶	２～15年
車両運搬具	２～７年		

なお、受託研究等収入により購入した償却資産については当該受託研究等期間を耐用年数としております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．引当金の計上基準

⑴　徴収不能引当金及び貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金及び見積額の計上基準

役員及び教職員に対して支給する賞与（期末手当及び勤勉手当）のうち、運営費交付金により財源措置がなされないものについては、その支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

また、上記以外の役員及び教職員に対して支給する賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金を計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を差し引いた額を計上しております。

⑶　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金により財源措置がなされない職員に対しては、支給見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。

退職一時金については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

運営費交付金により財源措置がなされる職員に対しては、退職給付に係る引当金は計上しておりません。